

第 2 問 答案用紙< 1 > (監 査 論)

評 点

問題 1

(社長の提案の番号)

②

(理 由) 財務諸表の監査だけでなく内部監査業務も併せて実施すると、監査人は、独立の第三者の立場から財務諸表の適正性を批判的に検討すると同時に、被監査会社の立場からその経営判断に主体的に関与することになる。この場合は、監査人は独立性を欠くおそれがある。また、監査人自ら財務諸表の作成業務に関与することになり、二重責任の原則に抵触する可能性がある。
したがって、監査人の独立性を確保するために、内部監査業務の同時提供については公認会計士法においても禁止の定めがあり、契約を締結する際には解消しなければならない。

(社長の提案の番号)

③

(理 由) 適正意見の表明をもって監査報酬を増額する旨の監査契約を締結すると、報酬増額を求めて監査人が公正不偏の態度を欠くおそれがある。また、仮に公正不偏の態度を保持して適正な財務諸表に適正意見を表明したとしても、社会からは公正不偏の態度の保持が疑われ、財務諸表に社会的信頼性を付与することはできない。
したがって、成功報酬による監査契約の締結は倫理規則においても禁止の定めがあり、契約を締結する際には解消しなければならない。

第 2 問 答案用紙< 2 > (監 査 論)

問題 2

問 1

(社長の提案の番号)

1

(理 由) 二重責任の原則による責任分担に基づき、財務諸表の作成責任は経営者が負い、監査人は財務諸表の適正性に対する意見表明責任を負うに過ぎない。これに対し、監査を受けているので財務諸表が適正である旨を示す記載事項 1 は、経営者の負う財務諸表の作成責任が明らかではなく、むしろ作成責任の回避とも解することができる。したがって、記載事項 1 は、二重責任の原則に反する点で不適切な記載事項である。

問 2

経営者による確認書の入手は監査手続であり、監査人が必要と認めた事項が確認できない場合は、重要な監査手続が実施できなかったことによる監査範囲の制約となる。これに対し、不適正意見は監査手続の十分な実施の結果としての意見に関する除外であることから、本問の見解は妥当ではないと判断する。

経営者確認書の提出が拒否された場合は、例えば経営者の負う財務諸表の作成責任のように、財務諸表監査の前提となるような事項の確認が拒否されたことになるため、原則として監査人は意見を表明してはならないと私は考える。